

会 議 記 録

会議名称	杉並区介護保険運営協議会（令和2年度第4回）	
日時	令和3年1月22日（金）14時00分～15時50分	
場所	杉並区役所 中棟5階 第3・4委員会室	
出席者	委員	古谷野会長、藤林副会長、野間委員、植田委員、小林委員、日置委員、瑠璃川委員、奥田委員、山田委員、甲田委員、田嶋委員、高橋委員、邑樂委員、森安委員、相田委員
	区側	高齢者担当部長、管理課長、障害者施策課長、高齢者施策課長・高齢者施設整備担当課長、高齢者在宅支援課長・地域包括ケア推進担当課長、介護保険課長、在宅医療・生活支援センター所長、保健サービス課長
	事務局	高齢者施策課：近藤、山本、小野
欠席者	堀本委員、成瀬委員、真砂委員、井口委員、堀向委員、根本委員、櫻井委員	
傍聴者	0名	
配付資料等	<ol style="list-style-type: none"> 1 杉並区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）に対する区民等の意見提出手続きの実施結果について 2 杉並区地域包括支援センター（ケア24）事業実施方針等の改訂について 3 地域密着型サービス事業所の開設について 4 地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について 5 地域密着型サービス事業所の指定（区外）について 	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者担当部長あいさつ 2 令和2年度第3回杉並区介護保険運営協議会会議録の内容確認について 3 議題 <ol style="list-style-type: none"> （1）杉並区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）に対する区民等の意見提出手続きの実施結果について （2）杉並区地域包括支援センター（ケア24）事業実施方針等の改訂について （3）地域密着型サービス事業所の開設について 4 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> （1）地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について （2）地域密着型サービス事業所の指定（区外）について 5 その他 	
会議の結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 杉並区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）に対する区民等の意見提出手続きの実施結果について（了承） 2 杉並区地域包括支援センター（ケア24）事業実施方針等の改訂について（了承） 3 地域密着型サービス事業所の開設について（了承） 4 地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について（報告） 5 地域密着型サービス事業所の指定（区外）について（報告） 	

	<p>その結果、1の(3)にございますけれども、意見提出実績は6件ございました。そのうち、6件で延べ13項目にわたってございます。</p> <p>どういう媒体でというのは記載のとおりでございますけれども、まず別紙1を見ていただければと思います。これが区民等の「意見の概要」と「区の方考え方」ということで、提出されたものについての区の方考え方を記載させていただいております。大体、例えば世代間の交流をもっと図るようとか、ICTの利用を促進してほしいということがありました。</p> <p>裏面になりますけれども、項目8番の「安心おたっしや訪問」のところにつきましては、もう少し記載をすべきだろうということで、これについてはご意見を頂戴しての修正ということにさせていただきたいと思っております。あとは、御覧いただいたとおりになりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それと、このご意見を頂戴している中で1件、本来ならば1月4日までですけれども、それ以降に委員からその後ファクスを頂戴しましたので、まずそれについて私のほうでご回答させていただきたいと思っております。</p> <p>2件ございまして、1件が特養の整備はどういう計画見通しがあるかということでございまして、あまり作り過ぎにならないようにということで検討してくださいという話がありました。</p> <p>これにつきましては、来年度、今年度の12月になりますけれども、天沼二丁目に、ウェルファームのところに180人の特養ができます。これで累計が2,400人ということになりますので、これによりまして、緊急度の高い申込者についてはほぼほぼこれで解消できる見込みが立っております。</p> <p>それとともに、私どもの総合計画の中で、平成24年から令和3年の10年間で1,000床確保するという形がありますが、これも計画によって1,093の確保ができるということになりますので、それも目標に達成するという見込みでございます。8期につきましては、それをもって180人を来年度確保できれば、これで大体特養は充足できるだろうと考えておりますが、9期に向けて、令和6年になりますけれども、6年以降どうしていくかということは、令和3年度の中で、もう一度分析なり、推計などを測って、今後の整備方針を固めていこうかなというところがございますので、第8期の中では、その180人は作るの、完了するというところになりますので、先ほどのお問合せに対しては、区はこういうふうを考えているというところがございます。</p> <p>もう1つは、介護人材のことになります。</p>
<p>介護保険課長</p>	<p>介護保険課長の秋吉でございます。私から、介護人材の不足を補うために、外国人材の活用について、今のコロナ禍の中で方針転換をするのかしないのかというご質問がございました。</p> <p>外国人材の活用につきましては、生産年齢人口の減少が今後ありますので、そういうことを考えますと、外国人材の活用というのは、そういったところを頼らざるを得ないと考えてございます。</p> <p>ですので、現在コロナ禍で、入国制限だとか、あるいは外国で、そもそもこの資格のために入ってこられる仕組みがまだ十分に機能していないというところもありますけれども、今後コロナが収束した上で、改めて外国人材の活用については検討を進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>高齢者施策課長</p>	<p>ありがとうございます。区民等の意見の概要と区の方考え方の別紙1につきましては、以上ご説明させていただきました。</p> <p>続きまして、別紙2になります。これは、私どもで計画の中を見ている中で、例えば誤記による修正が必要などところとか、それから、より適切な記述にしたほうがいいのかというところによる修正、あと、前回調整中</p>

ということでブランクになっていたところ、こういうものがありましたので、合計で107か所ございます。107か所につきましては記載のとおりになりますけれども、それを踏まえて、今回の新しい計画の冊子の中に盛り込んだところでございます。

少しだけ例を申し上げますと、別紙3の、まず31ページ、A3の横の図になります。「杉並区らしさ」というところの1つで、地域包括ケアシステムということが充実しているというところを少しビジュアル化したもので、いろいろなものをまたこの中に加えました。

特に、主な事業として、黒い枠で中の白抜きのもを入れて、こういう事業はここに該当するようなこととか、いろいろな組織体等々について、こういうところで関連しているということに記載させていただいております。

それから、その次のページ、33ページにつきまして、これは少し書き込みをより具体的にということで、「新たな日常」の下で、事業者による介護サービスの提供方法についても、いろいろな対応を求められているようなこととか、ICTを活用すること、それから、大きな災害が起きたときの業務復旧活動ができるような具体的な計画、いわゆるBCPと言われている計画、こういうものを確認していきたいということで、少しより具体的に加えさせていただいているところでございます。

続きまして、43ページになります。43ページは、先ほど区民意見で頂いた中で修正をということで、「地域の見守り体制の充実」というのが真ん中にごございますけれども、その2つ目の「〇」、「安心おたっしや訪問」というところ、ここの記載を少し具体的に加えさせていただいているところで修正させていただきました。

続きまして、48ページになります。「共生型サービス」の丸囲みでございますけれども、「共生型サービス」というのは何だということがまだまだ周知が図られていない部分もあるということで、今後はそういうところを図っていかなければいけないということがありますし、こういうトピックスという形で少し説明を加えさせていただいたほうがいだろうということで、こういう丸囲みを何か所か作っています。

それと、飛びまして、95ページ、これは「主な介護施設等の整備状況」の圏域ごとの表でございます。前は令和2年11月現在の数でしたけれども、今回直近の数ということで、令和3年1月現在の数に置き換えたものでございます。

また開いていただいて、101ページ以降になります。「用語一覧」ということで、用語も説明を加えたほうがいだろうというのが幾つかございましたので、今まであった中に加えて何か所か新しい用語について解説を加えさせていただいているところでございます。

こういう修正を加えまして、計画というのを作成させていただきまして、今後の予定になりますけれども、もう一度資料1を御覧いただければと思います。

これから区の政策の決定を受けまして、2月の中頃になりますけれども、保健福祉委員会にご報告をさせていただきたいというところがあります。そして、4月になりまして製本が済みましたら、計画の公表とともに、公式ホームページ等々にも掲載をさせていただきたいと考えているところがございます。

あと、第4章につきましては、いろいろとまたブランクになっているところ等もございましたので、今回修正なども多かったところもございまして、この後、介護保険課長からご説明させていただきます。

介護保険課長	<p>それでは、私のほうから、引き続き第4章についてのご説明をさせていただきます。</p> <p>こちらが、第8期介護保険事業計画の記載内容になってございまして、今お話がありましたように、令和2年度の実績分がこれまでの案の段階では記載してございませんでした。この実績が出ましたので、この実績を記載させていただいたということ。併せてこの実績を入れることによって8期の計画値が若干変更になっておりますので、そこも併せてご確認いただければと思います。</p> <p>81ページを御覧ください。これが第8期、令和3年度から令和5年度にかけての介護保険事業費の見込みでございまして。また後ほどご説明をいたしますけれども、この3年間で認定者数が増えるということ、それから、特養ですとかそういった施設整備が進むということ、それから、介護報酬のプラス改定がございましたので、そういったことを反映して、このように金額を算定したという内容でございまして。</p> <p>おめくりいただきまして、次が保険料のお話です。ここが一番興味あるかなと思いますけれども、結論から申し上げまして、第8期の介護保険料につきましては、第7期の6,200円と同額、据え置くことといたしました。</p> <p>それでは、その保険料について、改めて仕組みですとか算定についてご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、保険料の財源の内訳の説明でございまして。この82ページの円グラフのように、介護保険料の財源というのは公費と保険料が半々という構成になっております。この円グラフの左側、これは居宅サービスですけれども、基本的にはこの割合になってございまして、左側が公費で、内訳が国費、都費、区費ということで、それぞれ25%、12.5、12.5という構成になっております。右側が保険料になってございまして、第1号保険料が65歳以上の第1号被保険者の方に納めていただく保険料ということで、今回この介護保険事業計画の中で保険料を決めたということになります。残りの27%が40歳から64歳までの第2号保険料ということになってございまして。</p> <p>右側の83ページに参りまして、こちらに保険料のざっくりとした算出のイメージがございまして。真ん中の図のように、8期、令和3年から5年の3年間にかかる介護サービスに必要な費用の総額の23%を第1号被保険者の方にご負担いただくこととなります。これについて、右側に参りまして、この令和3年から5年度の第1号被保険者の総数で割り返すと、これを12で割ることによって1か月の基準保険料が出てくるといった形になります。その結果が枠で囲んでありますけれども、基準月額といたしまして6,594円になっているということでございまして。</p> <p>下のほうに参りまして、前期、7期ではこれが6,579円で、これを基金を使って6,200円に抑制したということになりますけれども、その抑制についてはまた次のページでご説明させていただきます。</p> <p>この基準月額増加の要因でございまして、高齢化の進展ということで、認定者数が令和2年度で2万6,951人、これが令和5年度で2万7,244人に増えるだろうと。それから、介護基盤の整備・充実で、特養ですとか有料老人ホームが8か所、それから、看護小規模多機能型居宅介護が1か所、こういったサービスの充実が図られるといったこと。それから、介護報酬につきましても0.7%のプラス改定があったと、こういったことをもろもろ入れまして算出をしたということになっております。</p> <p>おめくりいただきまして、84ページになります。まず「介護保険給付費準備基金の活用」についてでございまして。この基金は、第1号被保険者に納め</p>
--------	--

ていただいた保険料の、いわゆる剰余金、余った分、これを3年間のこの計画期間中の財政運営を安定化させるために設置されているということで、この基金が杉並区では今期末で約40億円ほどになると見込んでおります。第8期に当たりましては、この40億円のうち46%を取り崩す、約18億3,000万取り崩しまして、7期と同額の6,200円に据え置くということにしたものでございます。

この46%に抑えたという考え方ですけれども、まず1つは、今、コロナ禍にあるということがございまして、この保険料を算定するに当たって歳入と歳出があると。その歳入については、今、杉並区では14段階の保険料段階がございまして、この14段階の保険料段階にそれぞれ何人いるかということ想定して、実際に歳入として幾ら入ってくるかといった計算をしております。

これが今コロナ禍で、第1号被保険者の方の所得が減った場合に保険料段階が下がるということで、納めていただく保険料も下がるということが予測されると考えております。そうしますと、その入ってくる保険料が少なくなってくると、当初予定していたサービス料が変わらなく、保険料が下がればお金が足りなくなることがあって、ある程度基金に残しておく必要があるだろうということが考え方の1つでございます。

もう1つは、今回6,200円に据え置いたわけですが、もともと基金を使わずに計算した場合に6,594円だと申し上げたのですが、これについて次の第9期も併せて試算をしております。その額が7,200円ぐらいになると見込まれています。そうすると、この6,200円をさらに基金を使って下げることでも可能ではあるのですが、そうすると一気に第9期で上がってしまう可能性があるということと、先ほど申し上げたある程度所得が減ったということの、そういったことも踏まえて、その2点から今回は保険料は現状維持、据え置くという結論に至ったということでございます。

その次のところのご説明をさせていただきます。まず、「③所得指標の見直し」と書いてございます。これは、平成30年度に税制改正がありまして、この中で給与所得控除が10万円ほど下がります。併せて、公的年金等控除も10万円引き下がったと。これに併せて基礎控除も同額引き上げることにされたということで、具体的に言うと、給与所得控除と公的年金控除がそれぞれ10万円下がるということは、20万円控除額が下がるということは、合計所得金額が20万円、同じ所得であっても20万円増えたことになってしまうということになります。その不利がないようにということで、基礎控除が上がっているのですが、これが10万円しか上がらないということは、所得が変わらないのに、計算上の所得が10万円増えてしまうということになりますので、この影響、不利益がないように、10万円を合計額から控除するということが記載されてございます。

次が「保険料段階の見直し」でございます。この段階については、7期と同じ14段階で変わりはありません。

その下の「低所得者への軽減措置」ということで、これはこれまでもお話しした、今年度、それから昨年度に2回ほど条例改正をしまして、消費税率引上げに伴う低所得者への保険料の負担軽減ということで、本来の保険料率より下げていると、これについては引き続き継続すると。

その下の「基準所得額見直し」というところでは、これは、国から出ている諸係数の通知がございまして、14段階あるうちの第7段階と第8段階の区分する基準所得金額が200万円から210万円、8から9の区分には300万

	<p>から 320 万に上げるということです。</p> <p>これはどういうことかという、もう 1 枚資料がついているかと思うのですが、資料 1 の参考資料という A 4 の紙が 1 枚あるかと思えます。</p> <p>最初に保険料の軽減強化について、これが左側を見ただけだと「保険料段階保険料率」というところがございます。この第 1 段階から第 3 段階は世帯全員が非課税の世帯ということで、ここが保険料の軽減強化が図られているところです。</p> <p>この段階の下の第 1 段階のところで見れば 0.50 と書いてある。これが本来の保険料率になります。第 5 段階を 1 とした場合の保険料率として第 1 段階は 0.5 と、これが条例で定まっているのですが、これについて軽減強化ということで、その下の「(0.30)」が実際にお支払いいただく保険料という形になっておりまして、右側に行きますと、保険料月額としては、第 1 段階の方は本来 3,110 円のところが 1,870 円に軽減されていると。以下、第 2 段階、第 3 段階についても同じということで、これは 7 期と変わらないということでございます。</p> <p>それから、右側に行きまして、7 期と 8 期の保険料段階のそれぞれの区分の説明が書いてございます。この中で、第 7 段階、第 8 段階、第 9 段階のところに、枠で囲ったところがございます。</p> <p>先ほど申し上げたとおり、まず第 7 段階のところについては、第 7 期は合計所得金額 125 万円以上 200 万円未満となっていたところを、この 200 万円未満が 210 万円未満となっております。以下、8 段階、9 段階についても記載のとおりの変更があります。これは、例えば、今まで所得が 205 万円だった方、これはぎりぎり 8 段階で今まで 8,700 円保険料を納めていただいていた。これが 8 期については第 7 段階で 7,400 円を納めていただくことになる。こういった改正をしているという内容でございます。</p> <p>私からの説明は以上でございます。</p>
高齢者施策課長	それでは、計画関係につきましてのご説明は以上になります。
会長	<p>たくさんありましたのでなかなかついていくのが大変かと思いますが、何かお気づきのことおありの方、いらっしゃいますか。あるいは、ご質問おありの方、いらっしゃいますでしょうか。</p> <p>考えていただいている間に、細かな指摘を 1 つだけ。101 ページ、用語の「ADL/IADL」なのですが、これは「Activities」なのです。複数です。「Activity of Daily Living」ではなくて、「Activities」です。</p>
高齢者施策課長	ありがとうございます。そのように修正させていただきます。
会長	それから、もう 1 つ、これは教えていただきたいのですが、長寿応援ポイントは今どういう検討をされているのでしょうか。本文中にも、あるいはパブコメへの回答にも触れていますけれども、一応縮小というのでしょうか、方向と聞いておりましたけれども。
高齢者施策課長	<p>長寿応援ポイントにつきましては、いろいろな課題が出てきていて、見直しをしているところですが、その課題というのは多岐にわたっている部分がありますので。一応、今の段階では現状のままということで、来年度もやっていきたいと思っています。</p> <p>いずれにしても、今後ポイント制の、今度どう使っていくのが効果的かということがありますので、その辺を含めて、今後の在り方についてはさらに検討を重ねていきたいというところでございます。</p>

会長	ありがとうございます。 いかがでしょうか。どうぞ、委員。
委員	この間、テレビを見ていたら、東京都が介護保険料の増額について検討しているというニュースがあって、何パーセントか基礎部分を引き上げるというコメントがあったのですけれども、それと、この我々がやっているものとの関係というか、どういう整理になっているのか教えていただきたいと思います。
会長	これは介護保険課長ですね。
介護保険課長	今ご質問があった、東京都では介護保険料を徴収するといいますが、そういう形にはなっておりませんので、保険料についてどうこうという話題ではなかったのかなと思います。 推測ですけれども、今、介護報酬改定がされております。これが0.7%で、この中で、9月までだったかと思えますけれども、この0.7%のうち0.05%をコロナ関係の対応費に充てるとなっていて、その中で、基本報酬について0.1%含むと、加算するというようなこと。それから、利用人数が減ったときに、その介護報酬について3%上乗せするといった報酬改定の内容がございましたので、そのことではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。
会長	どうですか。ご質問の趣旨は、保険料にということでしたけれども、東京都が介護保険料を徴収するということはありませんので、介護保険料ではなくて、むしろ介護報酬の検討のことではないでしょうかというお答えでした。それでよろしいですか。 ほか、いかがでしょうか。では、委員、どうぞ。
委員	何点かあるのですけれども、まず、パブリックコメントの意見提出実績についてなのですが、今回寄せられた意見が個人から6件ということで、非常に少ないですね。前回もたしか少なかったのですけれども、それでも13件個人からあって41項目。今回はさらに減ってしまっているということで。このパブコメの在り方としても課題があるのかなと感じていますが、この状況に対して、区としてどのような問題意識を持っているのか確認したいと思います。
高齢者施策課長	パブリックコメントにつきまして、出てくる結果を待つということになりますが、いかにパブリックコメントをやっていますよという周知にかかるかなと思っています。 私どももできる限りの周知を図っているところですが、なかなか行き渡っていないという実感がありますので、今後もこういう計画を立てたときには、しっかりと広くいろいろなチャンネルを通じて周知を図る必要があるかなと考えているところでございます。
会長	これ以外のパブコメの状況というのはどうなのですか。
高齢者施策課長	ほかの計画のところというのはいろいろありますけれども、なかなかパブリックコメントをやっても1件とか数件というところがあるところもあるし、活発に出てきているところもあるところがあります。 ちなみに、同じように計画をしている障害者のほうにつきましては、障害者のほうも、もうちょっと、2桁はありますけれども、大体同じぐらいの件数というところになります。
会長	委員、どうぞ。

委員	<p>なかなか難しい状況だと思うのですが、住民参画をどう進めるかというのは本当に基礎自治体としても、永遠のテーマではないですが、本当に考えていかなければいけないと思うのですね。</p> <p>他の自治体では、例えば東京 23 区とか、市でも、パブコメと一体に住民説明会を開催しているというところも多いです。住民説明会をすればそれで人が集まってくるかという単純なものでもないのですが、様々な機会に住民との接点を行政が作って、いろいろな形で計画に関心を持っていただく機会を増やしていくというのは本当に大事な事なのかなと。世田谷、板橋、目黒、大田、その他の自治体でもパブコメと一体に説明会を開催したり、世田谷区ではちょっと突出してシンポジウムみたいなのを素案の段階でやっているのですね。</p> <p>単純に、このコロナ禍でいろいろなことをするのはなかなか難しいかもしれないですが、これからの計画に区民として関心を持っていただくというのは非常に大事なことです、そのようなこともぜひ検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。</p>
高齢者施策課長	<p>今、貴重なご意見を頂いております。このコロナ禍の中で人を集めて説明する難しさというのは、私どもも説明会をと、1回は検討はしたのですが、そういう集めてということがなかなか難しいだろうということで、今回こういう状況になっているところです。</p> <p>今回は前回のときの反省を踏まえてパブコメの期間を長くしたりしているところがございますけれども、いろいろな機会を捉えて、高齢者の団体の方々への周知、こういう計画を作るだけではなくて、計画を作った後の周知も必要だと思っていますので、そこら辺のところは今後の課題と認識して、できる限りのことをやっていきたいと考えているところでございます。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p> <p>介護保険料は基金を取り崩す形で、据置きを達成したという計算結果です。サービス提供費は増えてくるはずなのですが、それを介護保険料にそのまま反映させることなく、第8期は行けそうだということになったという報告でしたが、この点についてはよろしいですか。</p> <p>では、委員。</p>
委員	<p>私も介護保険運営協議会の一員として何年も何年もやっているのですが、こういった据置きというのは非常に珍しいことだなと考えていて、特にこのコロナ禍において据置きという決断をしていただいたことは本当に率直に感謝したいなと思っています。</p> <p>先ほど会長からの話もあったのですが、今回0.7%、本当に不十分な状況なのですが介護報酬がプラス改定されて、あと、介護基盤の整備とかも高齢化の進展も一定進んでいくと思うのですね。そういった状況なのですが、基準月額が 6,594 円と上げ幅を抑えられたところ、少し具体的な中身を教えていただきましたと思うのと、あと、先ほど基金の取崩しというところがあったと思うのですね。その説明もあったと思うのですが、例年だと 80%近くは取り崩していたと思うのですが、このぐらいの段階に抑えている理由も語られたのですが、もう少しこのコロナの状況で抑制するというか、さらに引き下げるとことは検討されたかどうか、その辺りのこともお聞きしたいと思います。</p> <p>あと、東京 23 区の実施状況。他区では保険料改定がどうなっているのか、引き上げるのか、引き下げるのか、据置きなのか、その辺りについてもまとめてお聞きしたいと思います。</p>

<p>介護保険課長</p>	<p>まず基準額、今回 6,594 円ということで、前回の 7 期の計画のときより若干上がっているという形でございます。</p> <p>実際に、7 期のときには、初めて国の、この事業計画策定のための見える化システムというものを 7 期から始めた。そのときに、基本となる人口推計が、ベースが国から提供された人口推計で、そのベースが国勢調査をベースに出した人口推計と、これをベースにその変化率を区のそのときの人口に置き換えて、変化率は国勢調査で出てきた変化率を掛けたといったところが、実際に、以前もちょっとお話ししましたが、計画と実績との乖離の大きな要因ではないかなと思っています。</p> <p>今回、8 期に当たりましては、人口推計を区独自で、これまでの実績に基づいて、今このような状況も踏まえて人口推計で精度を上げたといったところが大きなところかなと。そこに、今お話のあった整備の充実だとか、報酬改定とか入れ込んだところ、出た結果がこの金額になったという内容でございます。</p> <p>2 点目が、基金の活用の検討の状況ですけれども、委員ご指摘のとおり、これについてはいろいろな考え方があったと。</p> <p>まず 1 つは、こういう状況においても、今後のことを考えれば引上げの考え方も 1 つあると。ただ、こういうコロナ禍の状況の中で上げる状況にはないということで、据置き。あるいは、基金というのはそもそも次期保険料の抑制のために最大限使うということが 1 つ目的としてありますので、下げると、こういう選択肢もございました。</p> <p>この中で、どれを取るかといったところで、先ほど申し上げたとおり、今のこのコロナ禍の中で、保険料の収入が思っていたより上がらない、所得が減ることによって保険料収入が減ることが考えられる。そうしたときに、歳入が減ってしまって足りなくなってしまう、そうしたときに、基金の蓄えがないと、東京都の安定基金から借りることになる。これは 9 期にツケとして回すということになると、さらに保険料が上がってしまうということを見ると、上げる状況にはなかなかない。ただ、下げると、いろいろと次期に影響が大きいと、そんな考え方で、据置きを決断したということでございます。</p> <p>もう 1 つ、23 区の状況でございます。これも各区からまだ公表されておりませんので詳しく申し上げられませんが、我々が確認している状況では、10 区ほどは保険料は引上げで、今、据置きか引上げを検討されているところが 4、5 区で、下げるところは 1 区か 2 区あるかどうか、それは基金の状況があって、可能なところは下げるところです。</p> <p>私どもと同じように、このコロナの状況で、ある程度基金を残さなければいけないということもあって、それを同じように、かなり残すというところで、場合によっては、基金を残して上げるかもしれないということも聞いてございますので、それは各区の判断ですけれども、区としてはバランスが取れた保険料設定かなと判断してございます。</p>
<p>会長</p>	<p>保険料、少なくて済めばそれに越したことはないのですが、一方でサービスの提供に支障が出るようであれば大変困る。そういう中で、しかも、今後高齢化の影響で増えていくことはあっても減ることはないだろうというところなのですね。</p> <p>第 9 期に行くときに保険料が急激に上がるというのもまずいということを見ると、これくらい基金を取崩し、また残して次へつないでいくことを考えるという、そういうかなりぎりぎりの計算をされた結果なのではないかなと思いますが、それでよろしいですか。</p>

介護保険課長	ご指摘のとおりでございます。
会長	<p>どうでしょう。公募委員の皆さん、ご意見、介護保険料などについておありではないですか。よろしいですか。</p> <p>それでは、この第1号の議題についての討議、ここまでとしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。</p> <p>それでは、高齢者担当部長が到着されましたので、先ほど頂くことができなかったご挨拶をここで頂戴したいと思います。</p>
高齢者担当部長	<p>高齢者担当部長の野田でございます。皆様、本日はご多忙中のところお集まりいただきましてありがとうございます。私ちょっと最初のほう遅刻してしまいまして、大変申し訳ございませんでした。</p> <p>本日、今皆様方からご審議いただきました福祉計画をはじめ、私ども介護保険のこれからを考えて、そして、コロナ禍でも進めてまいりたいと思っております。パブリックコメントでもいろいろご意見を頂きました。そして、今日、この場でもご意見を頂きまして、そういったご意見も踏まえながら、また私ども行政のほうを展開してまいりたいと思っておりますので、今日のご審議のほう、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次の議題に移っていききたいと思います。「地域包括支援センター（ケア24）の事業実施方針の改訂について」です。地域包括ケア推進担当課長、お願いします。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>私、地域包括ケア推進担当課長の齋木でございます。ケア24の事業実施方針などの改訂につきましてご説明させていただきます。</p> <p>今回の改訂は、先ほどご審議いただきました高齢者保健福祉計画や第8期の介護保険事業計画の改訂に併せまして、内容や文言などを修正するものでございます。</p> <p>資料につきましては、資料2ということで、ケア24の事業実施方針等の改訂についてということで、用意をさせていただいております。この資料のほかに、資料2の別紙1、別紙2などもついてございますので、後ほどご説明を申し上げます。</p> <p>それでは、改訂についてということで、新旧対照表がございますので、それに沿って主な点をご説明させていただきます。</p> <p>まず、ケア24の事業実施方針でございます。</p> <p>改訂の部分といたしましては、まず（1）の基本理念について、一部改訂いたしてございます。</p> <p>先ほども申し上げましたが、高齢者保健福祉計画や第8期の介護保険事業計画のもとで、「地域包括ケアシステム」を推進させ、地域を基盤とした包括的支援体制を整備し地域共生社会の実現を目指すことということに内容を修正してございます。</p> <p>それから、飛ばさせていただきます、主な点として、3ページでございます。1枚おめくりいただきまして、3ページを御覧ください。</p> <p>重点的な取組として記載してございますが、その中で、（3）の「地域認知症支援体制の充実」ということで修正をしてございます。</p> <p>区では65歳以上の高齢者が、今後5人に1人認知症ということで予測されている2025年に向けて、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられるように、お互いに支えあい、支えられる地域となるように、認知症への理解の普及啓発などを強化して、国で決めました「認知症施策推</p>

	<p>進大綱に示されている取組を進めるということにいたしましたので、その辺を加えてございます。</p> <p>また、ケア 24 では認知症の人を地域で見守り、支えあうために、これまでは「小学生」という記述でございましたが、小学生をはじめ、地域の事業者、一般区民など幅広い対象とした認知症サポーター養成講座や家庭介護教室などを開催して、さらに認知症サポーターを対象にステップアップ研修を実施して、その皆さんをつなぐチームオレンジを構築していくというものを加えてございます。</p> <p>そして、そのページの下の方になりますが、来年度から「認知症予防検診事業」と実施することいたしましたので、「認知症予防検診事業」で発見された「認知機能障害の疑いあり」などの方に対してフォローをする、あるいはチームオレンジに結びつけていくというものを加えてございます。</p> <p>それでは、おめくりいただきまして、4 ページでございます。「区との連携」の部分でございますが、「区との連携」といたしまして、高齢者在宅支援課や在宅医療・生活支援センターを加えまして、そこがケア 24 と情報や課題を共有し、ケア 24 間の連絡調整なども円滑にできるように支援していくと改正させていただいております。</p> <p>以上が主な実施方針の改正の部分でございます。</p> <p>次に、4 ページの下の方は、今度はケア 24 の事業評価方針でございます。</p> <p>こちらにつきましては、ケア 24 の事業の実施方針の重点的な取組につきまして、区の視点や評価基準に基づく評価を行うための方針を作っているところでございますが、こちらにつきましては、区の委託業務のサービスの質の評価も兼ねるものもございますが、改正をするものもございます。</p> <p>(1)の「評価の視点」でございます。こちらの中に、区で考え方を明示するという修正をさせていただいております。</p> <p>それから、5 ページの上の方で、評価基準の修正でございますが、こちらにつきましては、ケア 24 の現状を踏まえ、評価項目ごとに具体的な評価基準を4つ設定する。そして、その評価基準の達成度を点数化するというところで改正をしてございます。</p> <p>5 ページの中ほどから下の部分でございますが、こちらはケア 24 の職員研修につきまして改訂をしているものもございます。</p> <p>こちらは、職種を問わず、職員が課題を解決するために研修を受けられるようにということで、研修について改正をしてございます。</p> <p>改正点の主な点は以上でございます。新旧対照表につきましては以上でございます。</p> <p>これに添付してございます事業実施方針の案、それから、別紙といたしまして、先ほど申し上げました事業評価方針、別紙2は職員の研修についてとなっておりますので、御覧いただければと思います。</p> <p>私からのご説明は以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。この介護保険運営協議会が地域包括支援センターの運営協議会を兼ねているということがあるので、今この事業方針あるいは実施方針、あるいは評価方針などのご説明をいただいたということになります。何かご質問、ご意見おありの方、いらっしゃいますか。では、副会長、お願いします。</p>
<p>副会長</p>	<p>評価につきましてはずっとやってきていて、相当全体的に底上げがされてきたという印象がありまして、そういう意味では先駆的に地域包括支援センターの強化を行ってきた杉並区はそれなりにとても高い地域包括支援セン</p>

	<p>ターになっていると思うことが1点。</p> <p>それと、保険者のバックアップが、23区全てを比較したわけではありませんが、漏れ聞こえてくる他区と比較してとてもきちんとしていらっしゃる印象はどうしても杉並区にはあります。</p> <p>そういう意味で、言葉に出てこないところでとても保険者がしっかり支えていらっしゃるというところがあるの地域包括支援センターの評価のアップにつながっているという印象をずっと持っております。本当に長い形で区がなさってきたことが、少しずつ少しずつちゃんと成果を達成しているということになると思います。</p> <p>事業の方針につきましても、そういう意味でとてもいいとは思いますが、全体的に地域包括支援センターにあれもこれもという形にならないよう、国自体がそれなので仕方がないのですが、そういうふうにかくさんあれするのだったら、全体的にもっと質を上げなければいけなくなってしまいますよ。あれもこれもするのはもっと質を上げなければいけないし、もっと人数を増やさなければいけないしという、そここのところの兼ね合いの難しさがあるので、それがきちんと区民の方々に説明できればと思います。以上です。</p>
会長	<p>ケア24を受託している団体の方、今日は委員しかお見えでないのですが、そのお立場から何かコメントいただけませんかでしょうか。</p>
委員	<p>以前から、地域包括支援センターの職員の仕事量が非常に多いというのが昔から感じていて、何とか人を増やさないといけないのだけれども、人を増やすと今度は人件費みたいなものとの兼ね合いがなかなか大変だなと思っています。</p> <p>今回のいろいろと書かれている、あまり何か抽象的で具体的でないのでちょっと分かりにくいというのが、ちょっと抽象的かなと思いました。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。今以上に区のバックアップということを書き込んだほうがいいのかということはあるのでしょうか。</p>
委員	<p>在宅医療・生活支援センターが天沼にできましたよね。ああいうところが、地域包括支援センターのさらなる相談に乗っていただけるような。そうすると、区ともっと一体感が出てくるのかなと思います。</p>
会長	<p>課長、何かありますか。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>ありがとうございます。今、私ども、実際には地域包括ケア推進担当課と、それから、在宅医療・生活支援センター、どちらもケア24の必要なバックアップをさせていただいておりますけれども、今回の修正でも、先ほども少し触れましたが、4ページの「区との連携」の修正部分で、改めまして確認の意味も込めて、「在宅医療・生活支援センター」という言葉を加筆させていただきます。</p> <p>また、ここからはなかなか見えてございませんが、私どももこの支援体制を令和3年度は少し変えていこうということで、今考えてございます。また変わりましたら、詳しくはケア24の皆様にもご説明させていただきたいと思っております。</p>
会長	<p>さらにきめ細かく支援してくださるという、そういうことでしょうか。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>そういうふうにご理解いただければと思います。</p>

会長	ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。 委員、何かご意見おありですか。ケア24について。
委員	ありがとうございます。ケアマネ協議会といたしましても、包括支援センターとの連携というのは切っても切れないものでして、制度が始まって、その後、包括支援センターが18年にできてからいろいろと連携を図らせていただけてきましたけれども、ここ1、2年非常に、さらに充実した連携を図れるようになっておりますので、先ほど委員がおっしゃってました仕事量とか内容の幅広さといったところの区の、行政のバックアップというのは必須だなと思っております。ありがとうございます。
会長	ありがとうございます。 委員、いかがですか。
委員	包括支援センターの方々の業務量はすごく見ていて感じるのですが、さらに期待してしまうというのが正直あたりはします。 この間も、ちょっと出ていた例えばダブルケアのことだったりとか、ほかの障害との連携だったりとか、高齢者だけのことではなく、本当に地域包括という見方ですと、その辺りも期待はしてしまうというところがあって、でも、現場の方たちを見てみると、これ以上大変だ、どうなのかなど正直思うところはありますので、協力できるところは、例えば社会福祉会とかいろいろなところも含めてやっていければと思っております。
会長	ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。 こういうとき、何か必ずおっしゃる委員が何もおっしゃらないので今日は、ちょっと心配なのですが。
委員	この地域包括支援センターではないのですが、私、議題1の、なぜ発言をしなかったかという、これについて私の頭がついていかず、とっとと行ってしまわれたもので、最後に言おうかなと思ったのですが、今回は、この計画の区民などの意見提出手続の実施結果、これだけで、計画に関しての中身の要望であるとか、ここはこうという、内容についてのここでの協議ではないのですよね。確認です。そのとき発言したいなと思っていたのですが、これはあくまでも実施結果についての議題だという理解でよろしかったのでしょうか。ごめんなさい、今頃。
会長	では、ちょっと戻りますけれども、課長、お願いします。
高齢者施策課長	申し訳ございません、説明不足で。 基本的な流れで申しますと、まず、素案があつて、計画案があります。そこでいろいろな意見を頂戴して、それで1つの計画の示すものができ上がる。それに対して広くまた皆さんにご意見を頂戴して、頂いたご意見を最後に反映したらこうですよということになりますので、この中のものを議論というのは1つ前の段階ではあるのですね。 ただ、そういいながらもこれで終わりというわけではないので、これはずっとまた続いていく話だし、未来の計画でもありますから、今回はこれであるけれども、こういうことが今後、例えば議論してほしいとか、問題なのですよということをお示しいただくのは別に構わないのですが、ただ、申し訳ないのは、それをこの中に反映はなかなかできない段階ですよということ、今回、パブリックコメントのこういう結果があつて、修正でこれが正案になりますよということを見せていただいているというのが、仕切りということになります。 ただ、ご意見はいつでも頂戴します。

委員	<p>では、先生、最後で。今、地域包括のことをされていますので、申し訳ないので。私、最後か、また別に申し上げたいと思います。ありがとうございます。</p>
会長	<p>ほか、よろしいですか。ご意見、ご質問おありの方。よろしゅうございますか。</p> <p>それでは、この議案もご承認いただいたということで、次に移りたいと思います。</p> <p>それでは、3番目の議題に移ってまいりたいと思います。「地域密着型サービス事業所の開設について」です。介護保険課長、お願いします。</p>
介護保険課長	<p>それでは、議題の3番の前に、前回の協議会で、今回もお示しする定期巡回について、委員からのその計画の内容がちょっと不安だというご意見を頂きました。その結果について、簡単なお報告とさせていただきますけれども、その後、この運営協議会の中で頂いた意見につきましては、事業所にお伝えをしております。こういうところが不安だということも正直お伝えをしまして、開設予定が2月になっておりますので、その2月1日の開設に向けてしっかりやっていただけるように相手方と協議をして、今準備を進めている状況でございます。</p> <p>それでは、資料3を御覧ください。「地域密着型サービス事業所の開設について」でございます。</p> <p>介護保険法第78条の2第7項に基づきご意見を伺います。</p> <p>今回も定期巡回・随時対応型訪問介護看護でございます。</p> <p>施設の概要でございますけれども、施設の名称が「愛の手 定期巡回」。開設予定地が高円寺南五丁目36番8号ナガイビル3階。定員が上限なし。開設予定年月日は3年4月1日。圏域が高円寺ということで、前回の新規開設もございまして、この「愛の手 定期巡回」で4月1日に9か所目になるということでございます。</p> <p>施設を運営する法人の概要でございますけれども、名称が有限会社プロビジョン。代表者氏名、所在地は記載のとおりで、現在行っている事業は居宅介護支援・訪問介護でございます。</p> <p>それでは、添付資料を御覧ください。別添の1-1、こちらが事業概要書でございます。計画概要については省略をいたしますけれども、この計画概要の建物の面積のところだけ。延べ床面積が99.23平方メートル、併設が居宅介護支援・訪問介護ということでございます。</p> <p>3番目、職員体制及び研修計画で、職員体制が、管理者1名、計画作成責任者1名と、定期・随時で訪問介護が1名以上、オペレーター1名以上ということで。ここで、事前に委員からご質問を頂きまして、この定期巡回の名前のとおり、随時対応型訪問介護看護とあると。看護師が書いていないけれども大丈夫ですかということなのですが、こちらの施設は、いわゆる一体型ということであれば、基準上は看護師が常勤換算で2.5人以上といった基準がございまして、こちらは連携型ということで、今、連携先について探しているということですので、それが決まって開設するという流れでございます。</p> <p>研修計画については記載のとおりでございます。</p> <p>次が、サービス提供計画で、24時間365日営業ということで、こちらのほうもご質問を頂きましたけれども、こちら365日やると、その方向で区としても一緒に協議をしていくという内容でございます。</p> <p>裏面に参りまして、サービス提供内容、今お話ししたとおり24時間365日オペレーターが通報を受けて、看護師によるアセスメントに基づいた利用</p>

	<p>者ごとの個別計画作成を行って、その計画に沿って定期訪問を行うということになってございます。</p> <p>その次、5番目、資金計画でございます。こちらは、開設準備補助金ということで1,400万、自己資金が500万、借入金が1,000万で、計2,900万となっております。</p> <p>次が、収支計画及び利用者見込み数でございます。一番下を見ていただいて、利用者につきましては、開設の4月から人数が5人、7人、9人、11人、13人と見込んでおりました、開設5か月目の8月で黒字化を予定しているといった内容になってございます。</p> <p>7番目は運営理念・運営方針、こちらは記載のとおりでございます。</p> <p>資料、別添1-2、こちらが案内図になってございます。左側縦に伸びているのが環状7号線、環七で、真ん中にあるのがJRの中央線でございます。位置関係としては環七の東側、中央線の南側、中野の区境に近いところかと思えます。</p> <p>めくっていただきまして、資料3の別添1-3、こちらが平面図になってございます。先ほど申し上げたとおり、居宅介護と一緒に、同じフロアでされるということで、この左上にスペースを設けておりました、その他相談室ですとか、鍵付書庫だとか、必要なものをそろえているといった内容になってございます。</p> <p>私からの説明は以上になります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ご質問、ご意見おありの方、いらっしゃいますか。では、副会長。</p>
副会長	<p>連携先を探しているとおっしゃった、その連携先を探している状態で、見つからなかったらどうするのでしょうか。</p>
介護保険課長	<p>見つからなければ開設ができませんので、その開設、4月に向けて今探している。そして、見つからなければ開設時期が延びていくという状況でございます。</p>
副会長	<p>見つからない状態で、ここで審議して認めてしまっているのですか。</p>
介護保険課長	<p>この場合、意見聴収ということでございますので、いろいろこの開設に向けてご意見とかご要望があれば承りまして、事業者には伝えます。</p> <p>あとは、区として、指定権限のある保険者として、開設に向けて基準上、それから、今回連携型ですので、その先が見つかるかどうかも含めて確認した上で、最終的に指定をするという流れになるかと思えます。</p>
会長	<p>それでよかったですかね。ちょっと今……。</p>
副会長	<p>もうちょっとたってから出すべきものでは。</p>
委員	<p>看護師がないなというところから始まって、前の資料のときは随分細かく書いてあったのですが、行政は箱だけ作れば、あとは魂を入れればいいのかと思ったことと、あと、知り合いの方が、東京都が係のときに、訪問介護事業所を立ち上げると行くと「なるべく潰さないで続けてくださいね」と言われるので、まず箱を登録するのかなと思ったので、ちょっと心配になって今回ご意見させていただきました。以上です。</p>
介護保険課長	<p>箱という、そこだけの話ではなくて、まず事業者としてやる意思があるということで、今計画を進めていると。そのめどとして、4月1日開設を目指しているという中で、区としても開設に向けて一緒に話を聞きながら進めていくと。ただし、この4月1日までに準備が整わないのであれば当然指定す</p>

	<p>ることはできませんので、そこは区からも開設の時期をずらすとか、そういった指導をするような形になろうかと思えますけれども、事業者としては4月にやりたいということですので、今、鋭意探していると聞いているところでございます。</p>
会長	<p>この地域密着型事業所の開設についての、協議会での扱い方というのは何通りか試して変えてきているのですよね。そして、現在はかなり前に出していただいて、その意見を基にして指導していただいて、いわば条件をクリアしたところを最終的に開設に持っていくというやり方をするようにしたわけですね。</p> <p>そして、協議会の開催が例えば毎月あるということではないので、開所希望の時期と協議会の開催時期との兼ね合いで、かなり前に出してくることが必要になってくるのですよね。以前よりは、それでも多少短くすることができたのが現状です。</p> <p>ただ、さっき副会長が指摘されたように、この計画はあまりにも途中というか、まだ詰まっていらないようにも思えるのです。どうなのでしょう。これで、例えばオーケーしてしまっているのですか。</p>
介護保険課長	<p>期間については、ご指摘のとおりかなと思っております。開設の4月までに、確かにもうあと2か月ちょっとしかないという状況の中で、大変厳しいかなと思ってます。</p> <p>実際には、既に居宅介護と訪問介護をやっている事業者で、新たに今回定期巡回を始めるということですので、土台はまずあるというところで、全く新規で始めてくる事業者ではないというところから、区としても、期間が短くなってしまうてもやむを得ないかなというところもございまして、そういう中で、開設に向けて区としても改めて事業者に対してしっかりやっていただけるように話をいたしますし、本日、いろいろご意見を頂ければ、それについてもしっかり事業者伝えてと考えております。</p> <p>会長、いかがでしょうか。</p>
会長	<p>前回ご指摘があったアートさんも計画が非常に、悪く言えばずさんというか、不十分なものができていた。今回のこのプロビジョンにしても、今の看護のことも含めて、整備のまとめり方が未熟という感じがしてしまうのです。どうしましょう。</p>
介護保険課長	<p>今、確認で、職員が話を聞いたところ、実際に今相手方と協定が取り交わされていないということで、決定ということではないのですけれども、連携に向けて着実に今進めているということでございますので、どうかよろしくお願ひしたいと。</p>
会長	<p>委員、どうぞ。</p>
委員	<p>第8期の計画に向かって、共生型サービスというのを今度目指しましょうという目標の中で、この事業所さんは介護関係以外ということで重度訪問介護であるとか、同行援護、知的障害者居宅介護、こういうものもやられている。とてもそういう方に向かって、これからこういう事業所がすごく大事だし貴重になってくると思います。そういうことなので、ここはぜひ慎重に私たちも考えていきたいなと思います。以上です。</p>
会長	<p>本社と位置とは非常に近いところに今回事業所を開設する格好になっているというのも、これも強みではあるのかもしれないですね。</p> <p>いかがですか。ご意見おありの方、いらっしゃいますか。</p> <p>とすると、先ほどの話だと、既に提携すべきところは決まってはいるけれども、書類の交換をするところまで行っていないという、そんな状況……。</p>

介護保険課長	状況としては、そういう状況でございます。
会長	委員、少しは安心していただけますか。決まってはいる。
委員	サービス事業所を探しているというので、探していると書いていただければちょっと安心したなと思うのですが、訪問看護事業所では、年に何件も立ち上がるのですが、続かないという話も聞いておりましたので、探すのは大変だなと思いました。
会長	委員、どうぞ。
委員	この今の現状なのですけれども、ナースケアさんがなくなって、サービスがなくなって、この環七を挟んだエリアというのは非常にご利用者様、サービスを選定されるのに苦慮されるエリアでして、実際に、例えばいろいろなサービスの切れ目の地域に当たることもあって、この定期巡回というサービスができることによって、とても有効なのかなとは考えます。 ですので、副会長が先ほどおっしゃられたことは本当にそうだなと思うのですけれども、例えば、連携先の訪問看護ステーションが見つかってもちろん開設になるのですけれども、それと同じくして、何かちょっとこういったことというのを会として、条件ではないですけれども、そういうものを付してというわけにはいかないのかなと思って、お話を伺っておりました。ありがとうございます。
会長	委員のおっしゃった条件というのは、例えばどういうことですか。
委員	皆さんがご心配をされていることについて、もし細かく触れることができるのであれば、少しご意見として挙げておかれてもよろしいのかなと思うのですけれども。
副会長	3月中に提携先について、きちんと区とかにも示せるとか、何かそういうものでしょうね。3月までに見つからなかったら、4月は絶対無理ですよ。3月でも遅すぎる。2月中です。
会長	可及的速やかに決めて、必要な書類などを締結、取り交わしをして、その上で、ここで問題になっている看護職についての研修計画などもお作りいただくというようなことでしょうか。
介護保険課長	承知いたしました。その条件を事業者にも伝えまして、2月末までに皆様にまたご連絡をさせていただくということをお願いしたいと思います。
会長	よろしいですか。3月に次の協議会が開催される予定になっていますから、そこでもう1回、どうなったかをご報告いただくということでもよろしいでしょうか。そういう条件でもってご承認いただいたということにしたいと思います。ありがとうございました。 それでは、報告事項を先にやってしまっていていいですね、委員。 では、報告事項、続けて介護保険課長、お願いします。
介護保険課長	それでは、資料4を御覧ください。「地域密着型サービス事業所の廃止(区内)」でございます。 事業所名称が「ケアポート富士見ヶ丘」。所在地が上高井戸二丁目12番15号。利用定員が10名。法人名が株式会社ヤクモケアポート。所在地、代表者氏名は記載のとおり。廃止年月日は2年9月30日でございます。廃止の理由は「事業継続が困難になったため」でございます。 続けて、資料5「地域密着型サービス事業所の指定(区外)について」でございます。

	<p>介護保険法第78条の2第1項及び第115条の12第1項による指定についてご報告いたします。</p> <p>地域密着型通所介護、1件。事業所名称が「リハdeスマイル」。所在地が江東区森下4-23-6。法人名が株式会社リハdeスマイル。法人の所在地、代表者氏名は記載のとおり。指定年月日は令和2年11月1日でございます。以上でございます。</p>
会長	ありがとうございます。何かご質問、ご意見おありの方、いらっしゃいますか。委員、どうぞ。
委員	いつも聞いているのですけれども、「事業継続が困難になったため」というところの理由を具体的にお聞きしたい。コロナの影響とかあるのかどうか。以上です。
介護保険課長	<p>この事業者について、特にコロナでやめるという話は聞いてございません。</p> <p>この事業所、指定年月日が2017年10月1日ということで、約3年ちょっと前ということ。利用定員が10名のところ、一昨年の10月、それから、その前の10月、実際の利用定員を見ると3人とか4人ということで、開設後なかなか利用人数が伸びなかったということで、昨年の4月頃から既に休止をしていたということもございまして、最終的にはコロナの状況もあって利用定員が望めないだろうということで、廃止ということになったのかなと理解をしております。</p>
会長	通常型のデイサービスですか。
介護保険課長	地域密着型。
会長	認知症でないほうのデイサービス。
介護保険課長	そうです。
委員	理由は分かったのですけれども、この事業者のホームページにまだ掲載されているようなので、そういう状況であれば掲載も削除ということもお願いしたいいただいたほうがいいかなと思いました。以上です。
会長	委員。
委員	ここの事業所についてちょっとだけ知っているところで、同じ法人でとても近くに2か所あったのです。すごく近い、この上高井戸のところ2か所あって、1か所を閉じている。もう1か所は継続してやっている状況ではあります。そういう形で載っているのだと思います。
会長	ちょっと思い出しましたがけれども、近くにもう1か所開くとって作ったところでしたか。たしかそうだった。違いますか。
介護保険課長	違うそうです。
会長	<p>よろしいですか。</p> <p>もう1つの区外施設は、グループホームにお一人区民の方がお入りになるということでの区外施設の指定ということでしょうか。</p>
介護保険課長	区外の指定は、通所でございます。
会長	江東区へ通所されている。

介護保険課長	実際には、そこに住んでいらっしゃる。
会長	分かりました。ご質問、ご意見おありの方、いらっしゃいますか。よろしいですか。 それでは、報告事項も終わったということで、お待たせしました、委員のところへ1回戻りましょう。お願いします。
委員	戻っていただいてありがとうございます。 実は、私がメールで質問、要望をお出ししたのですが、メールが届いていなかったのかどうか分からないのですが、1月4日辺りにメールを入れました。それで、この計画書の60ページの下の「令和2年3月頃から」という4行の文章についての質問と要望をお出ししました。 認定数で、要支援の認定者数の減少、居宅サービスでは通所介護や短期入所生活介護などで利用者の減少が見られ、認定の申請控え、サービスの利用控え、事業所の自主休業や新規受付制限など要因であると書かれていますが、そのような、そこで対象者、申請やサービス利用を控えている世帯、区内の居宅サービス事業所についてアンケートを行っていただいて、区民や事業所のコロナ禍での状況を把握して、第8期計画のサービス量の見込みなどに反映していただきたいという要望をお出ししまして、その回答を頂けなかったものですから、それをどこで発言すればいいのかなということが1点。 それから、もう1点続けて述べさせていただきますと、33ページ「感染症の拡大防止や災害に対応した取組」に入れていただいてありがとうございました。この中で、私たち自身の予防についての方法であるとか、そして、こういうことを気をつける、最後には、衛生用品、防護用品などの備蓄も区としてやっていただける。そこら辺はすごく取組としてよく理解したのですが、その中に、医療との連携というような文言は入らないのでしょうか。 例えば、今日新聞に出ておりましたが、4つの基幹型病院からその先のリハビリとか、そういうことで10か所の病院と杉並区内の協定をしたとか、そういうことを、介護保険と関わる部分での医療という文言はここら辺に入らないのでしょうか。私たち区民としては、このコロナ禍で医療との関係がどうなっていくのか、自身の予防であるとか、備蓄のほかにも、そこが一番危惧されるところです。なので、この中に一言でも医療、病院、そういう言葉を入れていただければ、安心して私たちはこのコロナの中でも生活できると思っています。 以上です。よろしくお願いします。
会長	介護保険課長、お願いします。
介護保険課長	まず、最初のアンケートのところでございますけれども、これは、パブコメの中でご意見を頂いたものと考えてございまして、本日お配りした資料1の別紙1の2ページでございます。 これの一番下の第4章の部分の、ご質問、ご意見の13番のところでございますけれども、確かに今コロナ禍の中で、いろいろな状況を把握をし、それに沿って今後のことも考えていかなければいけないと考えているところですが、このコロナについては、今後どうなっていくのかというのが正直分からないというところで、仮にアンケートを行ったとしても、現時点で利用者だったり事業者が考えていることというのは、この状況の変化によってまた考え方も変わってしまうということもあるのではないかとということがございまして、そこについては、そういう方を対象にアンケートをするのもなかなか難しいし、その結果を反映するというのもなかなか難しいと考

	<p>えてございまして、そういう中で、今の利用実績だとか、区が考える今後の見込みだとか、そういったものを計画の中に反映させていただいて、幅を持って対応させていただいたというところで。</p> <p>今後、まだずっと先の話になりますけれども、また9期とか、そういった話になったときに、できるだけ皆様のお考えを聞くという中で、またその計画策定前に区民アンケートといえますか、高齢者実態調査とかありますので、そのときの状況に応じて必要な質問項目を設けて、皆さんから広くご意見を承っていきたいと考えております。</p> <p>内容としては、ここに記載のとおりでございます。</p>
高齢者施策課長	<p>続きまして、医療との連携の記載の件ですけれども、コロナ禍というよりは、在宅で過ごす、施設で過ごす、どんな住まい方であっても、健康長寿を進めていくためには医療との連携というのはどんな場面でも必要だと認識しているところです。</p> <p>ですので、私どもであえてここでは、コロナ禍ということで特筆して書いている部分であって、ベースには医療とは必ず連携しなければいけないというのは当然思っているところでございます。ですので、その前のところの、地域包括ケアシステムとの関係図の中でも、左上のほうに「医療・介護連携の推進」と入れているところでもありますので、私どもとしては、コロナ禍についてはコロナの課題についても併せて連携を図っていきたいという思いもあるところでございますので、言葉として出していないけれども、思いというのはその中に入っているというところで、ご理解いただければと思っています。</p>
会長	<p>いかがですか。</p>
委員	<p>ご説明ありがとうございました。最初の質問については、失礼いたしました。13番というのが私の質問であったということで、大変失礼いたしました。</p> <p>次の、医療という言葉は、あえてこの中には入れてありませんというお話ですが。ほかの皆様はどうお考えなのでしょうか。私は、触れる、触れないでは、不安感というのは違うと思いますし、例えば、その医療の中で、よしあしは別にして、PCR検査を行うとか、そういうことも1つの医療としての対応法でやっていただける。それによって、予防ができて、感染者を減らすとか、そこら辺触れるのか、それとも、新型コロナウイルス感染症というのは、これはもうおっしゃったように分からないものなので、あえてそれを触れないかという辺り、すみません、もしお時間ありましたら、ほかの方はどう考えていらっしゃるのでしょうか。</p>
会長	<p>今ご指摘いただいたのは、33ページですよ。感染拡大防止と、それから、災害対策ということですよ。このところだけに医療を書き加えることはどうかなというのが、高齢者施策課長の答えだったかと思います。</p> <p>全体に関わることなので、この大きな図、前回もたくさんご意見を頂いたもので、いろいろ書き加えていただいた結果、すごいごちゃごちゃしたということもありますけれども、この中でも医療というのは非常に大きな部分を占めていて、全体に関わっている、医療との連携というのは全体を通してののだというのは答えだったかと思います。</p> <p>課長、どうぞ。</p>
高齢者施策課長	<p>補足ですけれども、今回コロナ禍でPCR検査をどうするかとか、医療のいろいろな、報道でもいろいろありますけれども、この1年でも随分変わってきているのですよね。これから、今度は例えば予防接種、ワクチンの問題</p>

	とか出てくる中でありますので、常にそこをどうやっていきたいかは、当然最優先で考えていこうと思っています。ただ、ここに書き込んで、字で起こしておいて残してしまうのではなくて、刻々と変わっている部分もあるので、それは整理をしながらやっていきたいなと思っていますので。おろそかにすることは絶対ありませんので、ご承知いただければと思います。
委員	了解いたしました。
会長	委員、よろしいですか、そういう理解で。ありがとうございます。 一応予定された議題、報告全て終わったところですが、何か特にご発言おありの方、いらっしゃいますか。 では、委員から先に行きましょう。
委員	先ほどのA3の紙を見ていただいて、左に「認知症対策の充実」とありまして「 新 ☆認知症予防検診」という言葉があつて、どういふのかなと思つていましたら、先ほど(資料2)3ページで「発見された『認知機能障害の疑いあり』の方に生活相談の実施」とあつたのですが、検診という、保健所とかお医者さんで検診結果、A判定、B判定、C判定で、再検査しなさいとか、経過観察しなさいという結果をイメージしているのですが。この 新 のどのぐらいまで形ができていふのでしょうか、それを知りたかつたです。
地域包括ケア推進担当課長	来年度、令和3年度の秋頃実施する予定で、今準備をしております。これから予算なども用意してやっていくとともに、実際検診をやつていただくのは区内の医療機関の皆様でございますので、区医師会様ともやり方について今ご相談をしているところでございます。 まず、簡単に申し上げますと、70歳の方を対象として今考えてございまして、区からお知らせと、それから自己チェックができるものも差し上げて、その疑いがありそうな点数の方にぜひ医療機関に行つて検診を受けてくださいというご案内をいたします。そこで検診をしていただいて、さらに認知症の疑いがあるという場合には、専門の医療機関をご紹介いただいて、さらに詳しい検査や必要な対応をしていただく。あるいは、疑い、あるいは少しまだ軽いという中では、場合によっては先ほども出ましたが、ご本人の了解を得てですけれども、ケア24などのフォローもしていこうという、そういう検診を予定をしております。 また来年度、具体的に検診の内容は区民の方にお知らせしようと考えてございます。 以上でございます。
会長	よろしいですか。医療機関、まさに、今コロナ禍で大変な状況なので、簡単に実施に移せるかどうかというのは微妙なところもあるのかもしれないけれども、状況を見ながら進めていただきたいということだと思います。 それでは、お待たせしました。委員、どうぞ。
委員	すごく細かいことなのですが、パブコメの個人から6件のうちの、ということは、1人は委員ということなのではないでしょうか。そうすると、さらに一般の区民からの寄せられた意見は少ないのですけれども、そういうことなのですね。
高齢者施策課長	内訳を申し上げますと、1つはそういう証拠になつてしまふけれども。
委員	分かりました。 あと1点だけなのですが、これも本当に細かい話なのですが、7期のときの資料と同様に、巻末資料の中に第7期と8期の保険料比較だったり、各期の保険料の経年変化の推移みたいなのは載せておいていただきたい

	<p>などと思うので、ぜひご検討いただければと思います。以上です。</p>
会長	<p>では、その点についてもご検討いただければと思います。 委員、どうぞ。</p>
委員	<p>今、このコロナ禍の状況についてなのですけれども、委員も分かるかと思うのですけれども、今区内でもすごいではないですか、正直陽性者が出ていて。毎日のようにファクスが、どここのデイサービスから陽性者が出ましたとか、いっぱい連絡が来るのですね。来るのだけれども、住民の方は、どのぐらい、どう理解されているのかなというところ。区のホームページにも出ているところと出ていないところとかがあったりするではないですか、あの辺はどういう基準で出すとか出さないとしていたりとか。正しく恐れる必要があるかなと思っていて、分からないということだけで、どんどん膨らんでしまっている利用者さんとかもいらっしゃるの、その辺とか何か方法ないかなと思って、伺いたいと思ったので。</p>
介護保険課長	<p>介護関係、施設、事業所の公表の基準でございますけれども、今週からまたちょっと公表基準が変わったというところがまず1つあります。 昨年、7月末ぐらいから介護の事業者関係がちょっと出始めた、それが第2波の頃かなと思います。これまで、その中の公表の基準としては、まず施設、特養だとか、老健だとか、それから、入居でグループホームだとか、あと、通所でも公表はしてまいりました。 ただ、訪問系については、実際に利用者の方もいらっしゃるし、従事者の方もいらっしゃる。特に訪問については、すごく範囲が狭いという、関係者が限られるというところがあって、区内で訪問で出たといったときに、それを見た方が過剰に反応して、訪問を嫌だと言われてしまうと影響が大きいかなというところもあって、訪問についてはあえてといいますか、そこは利用に影響が出るかなというところでしておりませんでしたけれども、基本的には公表という考え方でございました。 今週ぐらいから、年末からまた、介護関係に限りませんが、件数が増えてきたということで、週でまとめて、そこが介護関係なのか、学校関係なのか、子ども関係なのかと、そういった仕分けをして、1週間単位でお知らせするという形に変わっている。そんな状況でございます。</p>
会長	<p>今、委員がお尋ねになったのは、利用者さんのほう、あるいはご家族のほうで、非常に警戒されているケースがたくさん出てきたということですか。</p>
委員	<p>はい。そうですね。</p>
会長	<p>委員も、何か関連でありますか。</p>
委員	<p>本当に日々、私たちもファクスとご連絡によって右往左往することもあるのですけれども、委員と同じで、公表されている部分とされていない部分の事実を確認するまでに時間を要してしまうというところは問題かなと思っております。 あとは最近、本当にここ2週間ぐらい出てきているのは、例えば通所施設で出たときに、検査の段階でのご家族、ご本人とのやり取りがなかなか、保健所が今やっっているのか分からないのですけれども、かなり混乱が生じてきているところも、現場としては見聞きすることが多くなってきているので、今後、正しく本当に恐れるということが大切だなというところでは、情報の共有といったところで何かご協力させていただくことができればありがたいなと思っております。以上です。</p>

会長	ありがとうございました。ほかに。では、委員、どうぞ。
委員	<p>昨年度、世田谷区で介護従事者を対象に、かなり大規模なPCR検査をしたということを聞いたのですが、その後、その検査によって何か効果があったとか、よい、悪い、両方含めて、結果的にやってよかったとか、杉並区としてはそれを受けてどのようにお考えかとか、もしそういうところが分かっていたら教えてくださいと。</p> <p>あと、今後、ワクチンを区として、医療従事者や高齢者の方を最初に対象として検討されているのかもお聞かせいただけるとありがたいです。</p>
介護保険課長	<p>まず、PCR検査についてです。世田谷のPCR検査、大規模に、いわゆるエッセンシャルワーカーに対してやるということは、それはいろいろと報道の中でも賛否両論があったかなと思っています。</p> <p>杉並は、そういったPCR検査について、定期的にやるということには、それも効果が当然あるのだろうなと思いますけれども、今区内に介護従事者の関係者が、推計になりますけれども約1万2,000人ぐらいいらっしゃる。そういう中で、1回やればそれで済むという話ではないと思うと、より効果的なPCR検査の仕方があるのではないかと考えて、今、杉並区で実施しているPCR検査は、ある事業所あるいは施設で陽性者が出たときに、そこで保健所が行政検査としてやるのですが、実際には行政検査にはかからない職員の方がいらっしゃる。そのかからない職員の方が、検査は受けられないけれども、自分ももしかしたらかかっているのではないかと。その不安の気持ちで仕事に臨まなければいけない。場合によっては不安で行けなくなってしまうということで、職員の確保が難しくなるということも想定しまして、業務継続のために、行政検査の対象にならなかった職員を区が、別途委託をした業者と検査をやらせてもらって、万が一ある施設で出てその職員は、行政検査にならなかったとしても、区としてもそこは検査をして、結果をちゃんと確認をして、安心して働いていただくと。それは利用者にとっても、その職員の方が、そこで働いている方が陰性を確認されているということをもって安心していただけるのかなといったことで、区としては、より効果的な検査の方法として、そういった手段を取っております。</p>
委員	ありがとうございました。
高齢者施策課長	<p>ワクチンのほうですけれども、実際、正直申し上げて、ワクチンのところはまさに今、どうしてこうかというところを検討をしているところであって、ただ、詳しいやり方とか何かというのは国などから示されてきていないという状況の中で、報道で私たちも分かっている範囲でしかないというところがある。</p> <p>ただ、やるよと決まったのを早急に、対象年齢が16歳以上という報道はありますけれども、そういうのも含めて、それ以上の方々がどういう順番でやっていくかも含めて、一斉にやっていかなければいけないということがあるので、そのときにはまた皆さん方にご協力を頂く形になると思いますけれども、今、まさに、もう迫っているのに、まだ今検討しているという状況ではあります。分かり次第、何らかの形では皆さんにお伝えはしていきたいなというところでございます。</p>
委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>あと1点だけ。さっき、そういうエッセンシャルワーカーで、職場でそういう発生があって、検査をという場合、区が請け負うとかそういうときは、コストとかの負担は区がされているのですか。</p>

介護保険課長	<p>全額、区の負担ということで、区が委託している業者に対して連絡をし、検査キットを持っていってもらって、検体を回収してもらって、結果まで出してもらって報告してもらおうと、そんな流れになっております。</p>
委員	<p>ありがとうございました。</p>
会長	<p>委員、何かコメントいただけますか。</p>
委員	<p>新型コロナのワクチンに関しては、今保健所とどういう形でやっていくか話をしている最中なのですけれども、国が言うように、オリンピック前までに全員が接種を終了するためには、大体土日も含めて、医者が1日40人から50人、それが朝から晩まで打ち続けないと打ち終わらないぐらいの勢いです。だから、それをどうやってやっていくか、今、本当に話合いの最中です。</p> <p>最初に入ってきますファイザーのワクチンというのは、マイナス75度でもって、その1ロットが980何人分になっているものですから、我々一般開業医がインフルエンザの予防接種のように「はい、次の方、次の方」と片づけられるような問題ではない。そのワクチンの管理、そういうことすら、今までも我々が経験したことのない接種の形態になりますので、本当にどういう形でもって接種、本当にできるのかという、そこから。国は簡単に、現場に放り投げてきてしまいますけれども、本当に現場は実は今、奥のほうで大混乱をしています、</p>
会長	<p>大変ですよ。集団接種をやめてしまっているから、またそれを復活させるというのも、これだけでもすごく大変な対応になってくるのだろうなという予想はできます。また人数が非常に多いです。</p> <p>よろしいでしょうか。よろしければ、次第のその他ということで、事務局からのご連絡を頂きたいと思います。</p> <p>条例改正について、介護保険課長から報告をいただきます。</p>
介護保険課長	<p>それでは、私から条例改正についてお知らせをいたします。</p> <p>本日、この事業計画で保険料の改定、据え置くのですけれども、のお話をさせていただきました。</p> <p>介護保険条例には、平成30年度から令和2年度と3年間は限定の表記の仕方をしておりますので、今回8期に当たっても、仮に金額が変わらなくても、令和3年度から5年度といった内容の改正が必要になってきます。</p> <p>併せて、先ほどの説明の中で、各保険料段階の基準額の変更、200万が210万になる、そういった変更。それから、所得控除の10万円の話、その辺についても全て条例改正でその辺を記載をする必要がありますので、その辺の条例改正がまず1つさせていただきますという、事前のお知らせ。</p> <p>それから、本日できればお示しをしたかったのですけれども、介護報酬の改定に絡んで、人員基準の関係の改正をする必要がございます。これは国の通知といたしますか、その辺が遅れていたことによって、まだ区としても皆様にお示しできる内容がそろいませんでしたので、本日口頭だけになりますけれども、今、区で持つ条例で、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例とか、指定密着型介護予防サービスの事業の人員、そういった人員基準の関係条例が4本ありますので、これを全て今回の報酬改定等々、改正に沿った内容に改正する必要がございますので、その条例改正を予定しているということと。</p> <p>この内容につきましては、次回、3月の介護運協で改めて詳細をご報告させていただきますと考えております。</p>

会長	ありがとうございました。次は、高齢者施策課長。
高齢者担当部長	<p>長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。私から2点ございます。</p> <p>1点が、今日、机の上に令和2年分の介護保険運営協議会の委員報酬に関する源泉徴収票を席上に置かせていただいておりますので、お持ち帰りいただければと思っております。一部の方は配付しておりませんが、封筒がある方についてはお持ち帰りください。</p> <p>2点目が、次回の令和2年度の第5回運営協議会でございますけれども、3月26日金曜日、時間につきましては同じ時刻ということで、2時始まりということで予定をさせていただきたいなと思っております。正式な通知につきましては、近日中にお送りさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ご協力いただきまして、予定の時刻より10分早く終わることができます。珍しいことがあるものだと思いますが、おかげさまで、これで本年度第4回の介護保険運営協議会を閉じさせていただきたいと思っております。ご協力ありがとうございました。</p>